

第3回 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会 議事要旨

日時 平成28年1月25日(月) 午後7時～9時
会場 武蔵野プレイス スペースC
出席者 千田副委員長、小山田委員、栗原委員、小林委員、高木委員、中山委員、向井委員(欠席委員:諸橋委員長)

傍聴者 3名

議題

1 委員長挨拶

2 議題

- (1) 第2回委員会議事録の確認
- (2) 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)素案作成に向けた検討について
「基本理念、責務、禁止事項、定義」について
- (3) その他
 - ・起草委員の選出について(確認)
 - ・マイナンバーに関するお願い
 - ・委員会の日程確認

■議題(1)第2回委員会議事録の確認

資料1、2に基づき事務局が説明。

【委員】

- ・条例の文体について、多摩市以外にも「ですます調」の条例が幾つかあるが、「ですます調」の場合は法律に抵触するのか。

【委員】

- ・法律に抵触するわけではない。法律には、区切り方や数字の付け方、どの文言にどのような意味を持たせるかなど、長い間積み重ねてきたノウハウがある。法律のノウハウを都や地方自治体でも使い、統一されてきたものと思う。
- ・委員会で「ですます調」で提言しても、市の法規担当のチェックが入るため、いずれにしても変わるとのことであり、文体が変わることによって思わぬものになってしまうよりは、最終的な文体の形で考えたほうが誤差が生じにくい。

【委員】

- ・男女共同参画の条例は新しい価値観で作っていくものだと思うため、そういう意味では、今までの前例に倣った「である調」というより、新しい価値観で、みんなにわかりやすくということで、「ですます調」でお願いしたい。

【委員】

- ・最終的に条例の決定権は議会にあるが、委員会の提言の文体は、委員会で決めたらよいと思う。「ですます調」になることにより、表現がやわらかくなり入ってきやすいということはあると思うが、語尾が違うだけで、そんなに理解に違いが出てくるとは思えない。わかりやすいという意味では、そんなに変わらないのではないかな。

【副委員長】

- ・文体に関してはさまざまな意見があるが、パンフレットや広報の際は「ですます調」で表現し、わかりやすい啓蒙的なパンフレットをつくるということは確認しておきたい。この件については保留とする。

【事務局】

- ・改めて自治法務課に相談したが、「ですます調」で提言を受けても、担当では「である調」に直すとのことだった。理由としては2つあり、男女の条例だけを「ですます調」にすることは法の体系の中でなじまないということ。「ですます調」にするとニュアンスが違う懸念があり、裁判となった際、言葉の表現のニュアンスに関し争いごとになるかもしれないこと。事例の争

いごとではなくて、言葉の取り方のところで何か変なことになるということにもつながる懸念があるとのこと。

【委員】

- ・「です」を「である」に直すだけであれば、簡単に直せるため、この委員会で考えたこととそれほどずれが出ることはないが、接続詞の使い方や文の分け方なども、ある程度条例のルールに従ってつくっておかないと、一般的なものと違うということによって直されることにより、意図していたものとずれてくることはある。

【事務局】

- ・自治法務担当からは、「委員会で検討されたものは最大限尊重し、内容にズレがないように条例を作成する」という言葉をいただいている。

■議題（２）武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)素案作成に向けた検討について

資料3に基づき事務局が説明。一質疑なく了承。

○基本理念について

【副委員長】

- ・多摩市と協議会条例案にないものが、「多様な生き方の選択」「妊娠出産への相互の理解」「生涯にわたる健康な生活」である。

【委員】

- ・文京区の基本理念（４）の教育の意識形成に関する取り組みは大きい。

【委員】

- ・協議会条例案の基本理念について、差別について（６）と（１）が重なっている。また、差別について年齢、国籍、民族や障害などで差別がないことが大事であることについては私も賛成だが、男女の条例で入れるのは少しそぐわない。
- ・基本理念を守る主体は誰かということについて、自治体だけの条例と市民、事業者、その他の団体も入れている条例があり大きい違いがある。
- ・市民や事業者の基本理念を守ってもらうこと自体はよいが、主体をそこまで広げるのであれば、あまり多くを義務づけることは難しい。１つの価値観に基づいてみんながやらなければいけないというのは拘束力が強すぎる。例えば、市民は国際社会における取り組みと連動し協調しなくてはならないとすると、１人１人の個人レベルまで義務づけることになり、そこまで言うのはどうなのかという気もする。市を主体にするのであればよい。

【副委員長】

- ・主体に関しては責務などとも関連する。「市民」が入っていると、市民主体で良い印象を一般論としては受ける。主体でどこまでを選択するかによって法律的には違いが生じるものなのか。

【委員】

- ・基本理念を守れというだけで、個別の拘束力がたちどころには生じないが、個人にまで守れというのであれば、どこまでのものを盛り込むのかということは特に考えなければいけない。あれもこれもということではよいわけではない。

【副委員長】

- ・拘束力を持たせるとするのは、例えば個々人の選択や自由といったところにも踏み込むかもしれない印象を持たれるということか。

【委員】

- ・個別の責務も含めてだが、そうである。

【委員】

- ・男女平等の条例にほかの差別に関する文言を入れるか入れないかという問題に関して、条例の名称と内容が違ってくるという印象があり、戸惑いを感じた。もし他の差別を入れるのであればタイトルを変えたほうがいいのかもわからないが、そうするとともとの発端はぼやけてしまうため、どういう言葉にするとよいのか難しい。
- ・「男女」という言葉を使用すると、性自認など性的マイノリティーの問題で男と女の二分法の

中での価値観に乗らない人たちにとってはとても疎外感があると思う。

【副委員長】

- ・確かに難しい問題だ。男女も作られたカテゴリーで、実はそう確定的なものではないという議論がなされている中で、一般的に男女と言われるカテゴリーに人々を押し込めるわけである。男と言われている人と女と言われている人の中でさまざまな格差等がある中でそれらを是正していこうという条例をつくることは、なかなか難しい関係をはらんでいるところがある。
- ・性に関する条例であるということで、性別違和を持つ人や、性的な指向性に関してマイノリティーな人たちに対しても配慮しなければいけないということは肝に銘じておきたい。試行錯誤しながら、折り合いをつけて文言を選んでいきたい。

【委員】

- ・協議会条例案（8）国際的協調に関して、男女共同参画の概念は国際的な流れの中で日本に東京に地域に徐々にきたわけで国際的協調は外せないと思う。女性差別撤廃条約を批准したときから国際社会との連動というのがしっかりとある。

【副委員長】

- ・武蔵野市も大きな国際社会の中の文脈に置かれているため、国際協調はとても重要なことだと思う。

【委員】

- ・武蔵野市の人口は全体で14万ちょっとであるが、3000人前後が外国人である。留学生なども含めると結構な人数の外国人がいる。差別の問題を扱うときには、国際社会ということは頭に入れておかないといけない。

【副委員長】

- ・現段階では決定しなくても最終的に起草委員会で原案をつくり、委員会へ戻すような形になる。基本理念の主体として、行政だけを対象にするのか、市民や事業者及びその他の団体までを入れ込んで施策を推進する主体として要求するのかについて、皆さんの意見をお聞きしたいと思うがいかがか。

【委員】

- ・市民の責務や事業者の責務もあり、みんなで条例に取り組んでいこうよという形なため、市民も事業者も込みで基本理念にあるほうがよい。

【委員】

- ・私も市民や事業者を主体としたい。ボトムアップで市民から条例をつくろうというところでは市民抜きでは語れず、市民の主体性もあるということでは抜けない。また、事業者にある程度責務を明文化するというところにも意味があると思うと、欲張りになってしまうが、どれも抜けないという気持ちがしてならない。

【委員】

- ・市とともに市民、事業者という考えはとても大事だと思うが、市の基本理念なので、市がやっぱり大もとの主体となり、以下8つぐらいにわたることについて環境整備や支援などの施策を推進してほしい。市民も主体となると、市民が施策を推進する一員としてともにやらなければいけないことになり、こういった事業を、市民だけを主体として取り上げてみると、受けとめるにはあまりにも重いと考える。理解して一緒にやることは大事ということはよくわかるが、理念の一番最初のところにそういった形はどうなのか、少し不安である。

【委員】

- ・市民も入れるのであれば、少なくとも「施策を推進」ではない。これはやはり市が主体の場合である。

【副委員長】

- ・広く考えれば、例えば選挙に行くことも「推進」に含むことが可能かもしれないが、男女平等の推進を市に対して要求するか、私たちも含め理念の中に入れるかという問題である。法律的に市民が施策を推進するというのは、違和感があるか。

【委員】

- ・多少違和感があるため、施策という言葉ではなく、例えば台東区や文京区のように、「男女平等を推進する」といった少しマイルドな文言にしてはどうか。

【副委員長】

- ・その後との関係もあるが、主体として市民等を盛り込むかわりに、施策を推進することではなく、男女平等を推進するという形であると、論理的に矛盾はしない。

【委員】

- ・市民も主体になるのであれば、「教育の場において意識形成に向けた取り組みを行う」は理念というよりも、理念を支える手段のように思える。
- ・家庭教育の場で男女平等を推進しなければいけないことを条例で個々人に義務づけるといった、そこまでの権力を行使してよいものかは違和感がある。
- ・国際協調では、法律や都の条例にもあるため、市がやれることがあれば当然やるべきだが、市民や一個人をも主体にする際に、国際社会と連動して協調しろということまで、個人に対してこの条例で規定することはどうかと思う。
- ・協議会条例案で言うならば、(1)～(3)や(5)あたりは、1人の個人に対して言っても違和感はないが、(4)や(7)、(8)は、ここまで方向づけてよいものかということを考えないといけない。

【副委員長】

- ・理念にいろいろ入れたいという意見もよくわかるが、もし主体を市に限ったとしても、責務で、市や市民や事業者、教育関係者を盛り込むことはできるため、理念に確実にしなければいけないというわけでもない。

【委員】

- ・事業者の立場で言うと、協議会条例案の事業者の責務第6条3に「個人の能力を公平に評価するとともに、格差是正のため」とあるが、最初から格差があると認めているようなことを条例に書いていいのかという気持ちがある。第6条4に関しても、事業者がやろうとしているものを、市が実施するからそれをしなければいけないという感覚に事業者が逆に捉えた場合、反発的な気持ちになるのではないか。

【副委員長】

- ・格差是正の格差というのは、例えば男女の賃金格差であるとか管理職の比率であるとか、そういうようなところをできるだけ平等に近づけるという話だと思うが。

【委員】

- ・格差をつけていないところも現在盛んにあり逆におかしくなる。男女平等に賃金査定しているということもないわけではない。極端に言うと、年齢や能力で基本給なりを決定しており、そこに男女の差は何もないのではないか。

【副委員長】

- ・個々の事業所では平等に査定などがされているかはおっしゃるとおりかもしれないが、例えば女性は妊娠・出産があり、退職した後パートで復帰するから結局稼げないなど、大きな社会構造の中での生き方や雇用の形態等に難しい問題がある。男女の賃金差や女性の収入が男性の7割しかないといった問題を何とかしたいという協議会の思いがあり入れたのだと推測する。ただ、確かに個別の事業者レベルで平等になるよういろいろと努力されているところがあるのは否定すべきことではないと思う。

【委員】

- ・「男女が」という出だしと「全ての人が」という出だしがあり、男女か、性的指向や性自認などを含めた文脈で考えるのかということによって違ってくる。「全ての人が」というのでよいと思うが、そこも選択の余地があるため、議論してはいかがか。
- ・「性別による差別」「性的指向と性自認」も差別の文脈の中で使われているが、例えば性的指向と性自認を定義した上で、性別等による差別ということで、それらを含めた定義をつくり一本化するなどして、後は全部それを使っていくのはどうか。すべての人が個人として尊重され、性別等により差別されないことと定義すれば、それを使うことにより、いろいろな意味合いで

の差別を全てそこに含んでいることにできる。

- ・「差別」に関しては、似たようなことが基本理念の中で重複しているため、どのグループをどの番号のところで集約するのかはもう少し練ったほうがよい。

【副委員長】

- ・性的マイノリティーを定義することは良いと思う。「男女」がと言ったときに、その二分法からこぼれてしまう人がいるというのやはり気になる。性的指向及び性自認を最初に定義することによって、性別等に含めることができるのであれば、とてもリベラルでおさまりもよい。

【委員】

- ・協議会条例案の定義に関しては、(1)は題名そのものみたいなわけで定義せざるを得ない。(2)、(3)、(4)が主体の定義であり、よく使われる文言なため定義する。(5)、(6)、(7)は差別関係で、(6)と(7)を含めた差別も条例に取り込むのであれば、(5)、(6)、(7)をまとめて1つの言葉にしたほうがすっきりする。
- ・基本理念なども含め、全ての要素を残しながらも、どの条項にまとめるのかということも、もう少し整理しすっきりさせたほうがよい。

【副委員長】

- ・協議会条例案の基本理念では、例えば(2)「家庭生活と社会生活の両立」と(5)「家庭生活と仕事及び地域活動の両立」となっておりリダンダント(*冗長)である。この辺は起草委員会でまとめ、また新たに議論する。

【事務局】

- ・基本理念の主体をどこにするか、「全ての人」又は「男女」の標記の仕方、「性的マイノリティー」を含む表現、重複していることの統合整理などがポイントに上がった。

【委員】

- ・基本理念で主体を市と限定されたときに、主体である市以外の市民、事業者の責務をうたうということはあるのか。

【委員】

- ・ありだと思う。

【副委員長】

- ・主体に市民が入っていると理念としてとてもよいと思うが、「市に推進してくださいね」という形で言いたい気持ちもある。また、「施策を推進する」のではなく「男女平等を推進する」という文言を使うことで、市民を主体とする方向もある。

【委員】

- ・目的は男女平等の社会をつくりたいということであるため、市民や事業者やその他の団体と市と一緒に男女平等社会をつくっていくということを理念として掲げるほうがよい。

【事務局】

- ・市民等を主体にすると、基本理念の表現については個人でできることが限られてくる。全体のバランスも考える必要がある。

【委員】

- ・理念に関しては、主体を市民にすると国際協調を入れるにはやや違和感がある。国際協調は市の責務や前文などのどこかで入れたらよい。また、仮に理念に入れるとすると、協議会条例案の(8)は、理念であるにもかかわらず「行わなければならない」とありフィットしていないため、別の文言に変えたほうがよい。「理解すること」や「推進すること」というのは理念かもしれないが、「行わなければならない」は義務づけになるため、理念の語尾ではない。

【委員】

- ・学校教育、生涯学習、家庭教育などの話があったが、家庭で教育せねばならないという形にすると、縛りがかかりなじまない。しかし、環境教育でも同様だが、男女平等を大事にするということを意識して家庭で取り組めることはある。理念として「市民に持ってほしい」あるいは「私たちが持ちたい」理念とはどんなものかということ表現できるとよい。

【委員】

- ・市も市民も事業者もそのほかの団体も男女共同参画社会の実現に向かっていこうよというスローガンを掲げるのであれば、主体は市ではなく、市民など多くあったほうがよい。

【委員】

- ・強い意見で市だけにしようという方はいないため、主体は市民や事業者及びその他の団体なども含めるということでのよいのではないか。また、施策を推進するというのにはあり得ないため語尾は変えることが良い。

【副委員長】

- ・現在の検討では主体を市に限らず、市、市民、事業者及びその他の団体という方向性で異存はなく、ある程度合意がとれたと考えてよろしいか。
- ・市民などは施策を推進する主体としてあまり活躍ができないため、「男女平等もしくは男女共同参画を推進する」という形でよいか。
- ・個別の項目については、市だけに限らず整合性のとれている文言をつくっていききたい。(1)は大きな包括的な基本理念のためこの方向でよく、(2)(3)(4)は個別の施策というよりは、機会についてということで独立している。(5)(6)(7)は1つの項目にまとめることが可能ではないか。また、主体が市民等とすると国際協調は基本理念になじまないため、責務に置き市や事業者に求めるか。などの論点が幾つか出たが、いかがか。
- ・確かに(5)(6)(7)はリダンダントな(冗長)印象を持つ。ここをまとめることは可能である。
- ・特に困難な状況にある人の表現を入れるか、入れないかも検討が必要だ。
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツをここで宣言するか、もしくは多様な生き方といった言い方をここにも入れ込むか。区にはあり市にないものだが、いかがか。

【委員】

- ・協議会条例案で定義している「特に困難な状況にある人」は、範囲をととても絞っていることが気になる。

【委員】

- ・個人的には「困難な状況にある人」という文言は少し違和感がある。「支援を必要とする人」という文言のほうがしっくりする。多様な人々がいるなか、支援を必要とする人はある程度の割合でいるため、その人々への配慮が必要だ。
- ・「特に困難な状況にある人」の定義を「固定的な性別役割分担に起因して困難を抱えている人」とするのは、限定され過ぎている。

【委員】

- ・困っている人がいたら助けようというのは人情であり、そこだけ聞くと非常によいことであり、私も賛成ではあるが、条例の定義づけのもとで配慮をすると書くのかということと言うと、バランスがよくない。
- ・先ほどの「国籍、民族、疾病の有無にかかわらず」も同じだが、条例の守備範囲を今までの議論の中で広げると、性別、性的指向、性自認などに基づくことで何か困難を抱えている方だと思うが、そこに外国人や障害者なども加えることはさすがに盛り込み過ぎである。

【副委員長】

- ・男女共同参画や男女平等である条例の趣旨がぼやけてしまう。外国人や障害者などは他の条例もあり、必ずしも男女平等の条例で特に入れないといけない事項ではないということか。

【委員】

- ・私は入れる必要があると思う。例えばひとり親家庭の問題は、性別役割に起因して起こる困難ではないかもしれないが、支援を必要とする人はある程度の割合で存在し、そのことは市の計画にも書かれている。そのため、そういうことも含め支援を必要としている人たちへの配慮という問題は基本理念にあってよいのではないか。

【副委員長】

- ・「特に困難な状況にある人」を「支援を必要とする人」に変え、それに関して「年齢、国籍、民族、疾病や障害の有無」云々は残すということか。それとも、それ以外で性別等に関係し支

援を必要とする人という形でまとめる方向か。

【委員】

- ・協議会条例案の基本理念（6）の「性別」の後に年齢や国籍などがいろいろ書かれているのは、その後の「あるあらゆる差別と暴力を許さない」を表現するためだと考える。文言は少し考えなおしてもよいが、「差別と暴力を許さない」は理念にあってよい。ただ、「暴力」はないが「差別」については他の項目でも書かれているため、重なる部分については整理したほうがよい。

【事務局】

- ・文京区などは、差別と暴力の根絶と個人の尊重という言葉をもつにしている。委員意見の要素は大事にしつつも、条例としてのシンプルさが求められる。起草委員会で具体的に検討することになるが、理念として暴力と差別を根絶するという言葉がどこかに必要だ、という確認をいただければよいと思う。

【副委員長】

- ・協議会条例案の基本理念（1）に、差別や暴力を入れ込むことに関し異論のある方はおそらくいないのではないか。

【事務局】

- ・「特に困難な状況にある人」は、確かに第3次計画に「特別な配慮を要する人」と入ってはいるが、主体である市、市民、事業者とどのように絡みどのように表現するかは検討が必要である。
- ・「多様な生き方」は、計画の目標や基本理念でも「自分らしい生き方」に変えているが、「多様な生き方」という言葉は素敵だと思う。それをどのように取り入れるか少しご検討いただきたい。
- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツを理念に入れるべきかどうかに関して、ご意見をいただきたい。

【副委員長】

- ・理念で宣言をするか、個別の施策に入れるだけかも課題である。また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツをどれぐらいの大きさでとるかにもよる。性、生殖に関する権利というと小さくなるが、最近は性暴力なども含めた形で理念化をしている。

【事務局】

- ・リプロに暴力を含めると、差別的な取り扱いや暴力の根絶と重なるのではないか。暴力の定義で性暴力も含め、セクハラなども場合によっては入れるなどしてはどうか。

【副委員長】

- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツでの暴力は、「望まない妊娠を強要する」などがあると思うが、そういったものを入れるか入れないか、ご意見いただきたい。

【委員】

- ・起草委員会が条項の案をつくるということだったが、条項だけや箇条書きなどざっくりとした案でいいので、それを見ながら何を選ぶのか選ばないのかという形で話したほうが実のある議論になるのではないか。

【副委員長】

- ・委員の意見から、ある程度方向性を打ち出さないと、何もないところから起草するのは難しい。

【委員】

- ・定義にリプロダクティブ・ヘルス／ライツを入れているところは協議会条例案だけである。何か特別な思いがあったのか。

【委員】

- ・他区市は「生殖に関する」という文言で、リプロダクティブ・ヘルス／ライツという文言を条文に使っていない。

【委員】

- ・協議会条例案では、個別の施策の中にリプロダクティブ・ヘルス／ライツを入れた。

【委員】

- ・基本理念に入れるのであれば、文京区や台東区、渋谷区のような表現になるのか。

【副委員長】

- ・主体に市民を入れて「男女が互いに尊重し合え」と表現すると、性的マイノリティーに対する差別になる気がする。

【委員】

- ・生涯にわたり健康な生活を営むことを基本理念として個人に営めというのも、違和感がある。

【副委員長】

- ・リプロクティブ・ヘルス／ライツはいろいろな施策で尊重したほうがよいという気持ちもあるが、性と生殖に関する部分は支援やケアをすることと管理をすることが紙一重であり、それを理念にどのくらいの比重で考えるかという問題があり、個人的には戸惑うところがある。

【委員】

- ・1つの考え方だが、理念は「全ての人」が」という文言で始まっているのが多いが、全ての人に
関与するものを核にして据えてはどうか。
- ・「性と生殖に関すること」に関してはもう少し議論しないと、どう入れていいのかということも判断できない。

【副委員長】

- ・リプロクティブ・ヘルス／ライツを理念のところに入れるかどうかは保留にする。
- ・国際社会は理念か市の責務かどちらに入れるべきか。

【事務局】

- ・市の責務に個別のものを入れるのはなじまないため、他に入れてみてはどうか。

【副委員長】

- ・入れられるとすると、基本理念以外にどこに入れることが可能か。

【事務局】

- ・入れるとしたら、個別の施策ではないか。

【副委員長】

- ・かえって難しい気もする。男女平等は世界の趨勢であるため、私たち頑張りましょうよというのは理念だと思う。
- ・国際社会は文言を変える形で、複数の主体に対応するような文言を起草委員会が考え提案し、委員の皆さんにその後検討していただくという方向でよいか。

【委員】

- ・「男女が性別にかかわらず」と入ることにより、男女の平等ということの理念が浮き出てくるが、「すべての人」と言った場合、そこが薄くなるのではと心配がある。「すべての人」にする意図をもう1回教えていただきたい。

【副委員長】

- ・性別役割分担などの性別に焦点化したものが拡散されてしまうのではないかとということか。

【委員】

- ・男女の条例の理念であるため、「男女の性別にかかわらず」という言葉があると、その後の言葉が明確になってくるが、「全ての人」というと説得力がなくなってしまうのではないかと心配に思う。
- ・「性別役割分業の解消」などでは、「全ての人」でもなじむが、例えば「個人の尊重」では、性別に関する差別や格差の解消を求めているかどうかが見えない。また、「社会の対等な構成員」は、男女が性別にかかわらず社会の対等な構成員であることに意味があるため、「全ての人」とすると、ぼやけてしまう。
- ・男女平等の理念として、「全ての人」が性別等に関係なく」など何か入っていればそれで構わないが。

【副委員長】

- ・性別等というのが何を指しているかということ定義し、忘れないようにする。

【委員】

- ・そこを何か入れておいてほしい。

【事務局】

- ・第3次計画の基本理念では、「男女が」を頭につけている。当時の委員会でも「全ての人」について議論したが、趣旨は全ての人ではあるが、今なお残る性による差別をなくすことを目指し、あえて男女を使うことにした。LGBTの方も配慮しなければいけないが、根底にあるのは男女差別であり、男女における性別の格差を焦点化したいという意見があり、「男女が」の後に「社会の対等な構成員として」という言葉も続けている。

【委員】

- ・「全ての市民が性別等にかかわらず」の場合でも、その趣旨を生かし、性による差別は忘れてはいけないという意味で入れておきたい。そうでないと、ぼやけてしまう。

【副委員長】

- ・「性別等」、「性差等」は忘れないように作っていききたい。

【副委員長】

- ・責務に移りたい。どなたかご意見は。

【委員】

- ・協議会条例案の市民の責務の4番では各家庭のことを言っているが、性別役割分業などは家庭における性別しつけがとても根深い。そのため、家庭の意識を変えなくてはならない。啓蒙という意味で、教育、保育というのはとても重要である。家庭はなかなか手が届かなく、密室なためわからない。そのため、家庭の意識を変えていくといったアクションがあるとよい。間接的にはメディアリテラシーなどになってくるが、何気なく悪意もなくみんなが言っているような性別しつけの根源を啓蒙していく主体があるとよい。

【委員】

- ・それが教育及び保育等の関係者の責務につながっていくのではないか。教育分野は非常に入りにくいところがあるが、条文があれば、少しずつそこに携わっている人たちの中にも浸透していく気がする。

【委員】

- ・これは学校側としては厳しい。しかし一方で、学校は社会への準備段階で、いろいろな子供たちや保護者、先生などの多様な人がかかわっている現実の社会であるため、男女平等ということを実感し手応えとして感じるにはとてもいい場所だ。
- ・学校教育で男女平等を大事にしなければいけないことはよくわかる。だが責務とすると、きちんとそれを受けとめてくれる人はやってくれるが、責務をただうたっているだけで、本当に現実になるかが心配だ。
- ・むしろ、市が男女平等の取り組みを推進するための環境整備を進め、学校教育等の取り組みを支援するといった形をとってもらったほうが浸透するのではないか。条例のパンフレットなどを学校へ配り、それを受けて学校側が取り組んでいくという、そのもとがないと、ただ責務だと言われても、全校にそれが行き渡るか、心配である。

【副委員長】

- ・教育・保育等の関係者の責務ではなく、市の責務のところに教育を入れる事か。

【事務局】

- ・他区市条例や市民協議会案では、個別の施策に、学校教育やその他の場における必要な支援を行うなどといった文言で趣旨は入っている。
- ・目的に定め、大きな理念のもと、個別の施策で具体化するという作り方のほうがよいと思う。

【委員】

- ・第3次男女共同参画計画の中にも、男女平等の意識を育むまちということで、教育に関する施策は出ている。男女平等の視点に立った学校教育の推進ということで、いろいろ授業の展開があるが、計画にあっても実行は難しい。例えば条例がないということで出前講座などもできない。

【事務局】

- ・条例があっても現場の理解が得られないと進まない。条例があるから何が何でもやれということではない。

【委員】

- ・条例があれば、やりやすくなるということはないのか。

【事務局】

- ・推進の根拠になるが、受け手の問題もあり、条例ができれば全てができるということではない。特に事業者の方や学校現場、あるいは市民など、それぞれの事情が違ってくると思う。

【委員】

- ・学校教育と言っても、きちんとした計画のもと、低学年から中学・高校までの男女意識の発達段階を踏まえ、その段階に応じて男女教育を進めている。その前には家庭教育や幼児教育と一緒に連携していかなければいけないが、それを責務として学校に投げるよりは、もとの計画や進め方は市の委員会等がつくり、学校教育の重要さを確実に伝え、学校でしっかりやったださいよという方がよい。市として全体に行き渡るような環境整備や取り組みの支援などが大もとにないといけない。

【副委員長】

- ・市の計画にそういうことを組み込むということか。

【委員】

- ・計画に組み込み、委員会等の指針として、学校での解説書のようなパンフレットが配られ、こういったものを使ってやってくださいというものがあれば、それに応じ、学校の中でも実現していきやすいと思う。学校教育はとても大事である。

【副委員長】

- ・教育及び保育等の関係者の責務を置くことに関しては、いかがか。

【委員】

- ・責務には教育及び保育等の関係者も入れておき、それを推進するために、先ほどの意見をどこかに入れる。
- ・子供が性別の役割などを意識していない段階から、教育の場でパンフレットを配るなど体系的に行うことが良い。家庭の性別しつけもそうだが、教育者や保育者が無意識であっても男女の方向を限定させていくようなかかわりはないほうがよい。

【副委員長】

- ・市の中に入ると公立だけになり、私立の学校だと事業者になる。責務の主体を分けると分散してしまうという意味でも、ここに残すことに異存のある方がいらっしやらなければ、このまま起草委員会に持っていきたい。

【事務局】

- ・教育および保育等の関係者の責務について、公立だと市としてやらなければいけないことになる。市、市民、事業者の責務をうたった上で、個別の施策で、例えば協議会条例案では第16条に具体的にそれがうたわれている。同じような内容があちこちにあり、バランスを見るとどうかと思う。

【副委員長】

- ・個別の施策の第16条でもあるから、ここでとりたてて教育、保育を取り上げる必要はないということか。

【事務局】

- ・市や市民・事業者というくくりを置いた上で、さらに個別に保育者や教育者という項目を置くことが、条文としてはあまりなじまない。
- ・条例のつくり方は、まず大きなくくり方を最初に持っている。先ほどの基本理念や責務がそうである。その上で、個別の施策やそれを生かすための行動計画がある。時々、個別具体的なものがみられるが違和感があるが、いかがか。

【委員】

- ・市、市民、事業者の3つの主体の下に、あえて教育および保育等が入っていることに関しては、

大事だということで強調して入れたと思っている。だが、今までの流れからではなじまない。この内容の場合、事業者の責務でもあるし、教育関係者や保護者の責務もあるかもしれないし、生涯学習者の責務もあるかもしれない。そのため、ここは学校教育の人たちにターゲットを絞ることにより、強調されてはいるかとは思いますが、そこだけではないのではという気がする。

【委員】

- ・責務という言い方がなじみにくいのかかもしれないが、子育てにかかわる全ての人が男女平等の理念を理解し、そのことを子供たちにきちんと伝えていくということをぜひお願いしたいという思いで入っていると思う。その思いは間違っていない気がする。子育てや教育が男女平等社会をつくる上でとても大きな役割を果たしていることは確かである。だからこそ、このような形が良いかどうかは別にしても、どういう形かで残したいという思いは強くある。責務というと、ある種のプレッシャーという形で読めてしまうが、とても大事な役割を担っている皆さんだからお願いしたい。

【委員】

- ・責務について、ポジティブアクションという言葉は、積極的改善措置や是正措置などの言葉が比較的なじんでいるため、定義も含めそちらに変更してもよいのではないかと。
- ・市の責務について、「個人の模範とならなければならない」という文言を責務として法の一種である条例に入れることに違和感がある。
- ・市民、事業者の責務について、性別等による差別やセクシャルハラスメントや暴力について根絶に努めるという内容は基本理念の主体にも入っているため、違いがよくわからない。
- ・事業者の責務については、個別的過ぎるということもあるが、公正に評価することを法律で明言することは、誰が公正に判断するか、権力側から見てそれが公正かそうでないかを評価することが前提である。これはないほうがよい。また、女性管理職に関しても、格差の是正に努めるなど積極的是正措置に協力するといった程度におさえ、責務で大きなくりで言うのであればよいが、協議会条例案の文言の場合は具体性が非常に強く、責務の場所で書くことではない。

【委員】

- ・市の責務の「他の団体と連携を図り、協力すること」に関しては、第三次計画では協働という言葉が使われている。そういう文言も検討できればよい。また、差別的取扱いに関し、市民と事業者にはあり市にはないため違和感がある。市にもそういった文言を加えるのではなく、理念のところ、先ほどの議論を踏まえてきちんと書き込まれば、それでもよいと思う。

【副委員長】

- ・先ほどは理念のところでは差別と暴力の根絶を入れるという話であった。

【委員】

- ・事業者の責務に関しては私も違和感があり、人材登用における性別による差別の解消といった文言を考えた。

【副委員長】

- ・国の男女共同参画社会基本法では、そこまで踏み込んだことを言っていない。雇用に関することは、国民の責務に全て含まれている。

【事務局】

- ・法としても、あるいは条例としても、できるだけ普遍的にまとまった表現で、個別的なものは別のところで規定するべきと考える。
- ・基本法の国民の責務は、対象は全ての人になる。国と地方公共団体と国民に対して責務があり、条例に置きかえると、市と市民と事業者という形になる。

【副委員長】

- ・ほかの法律との関連もあるが、ある程度の実効的な何らかの平等措置をしろという要求を抜いてしまうと、単にセクハラやワーク・ライフ・バランス、調査に協力してくださいという文言だけになり、弱いのではと個人的には思っている。

【事務局】

- ・個別のトピックス的に、女性の管理職登用などを入れるといったことではない。もう少し含ま

れたような別の表現にしないと難しい。

【副委員長】

- ・雇用の場における平等の促進に関しての文言自体は不要ではないという合意でよいか。

【事務局】

- ・よいと思う。

【委員】

- ・事業者の責務について、当事者抜きに押しつけるというのはいかぬ条例になるため、その感覚が大事である。世の中には実際に格差があり、ポジティブアクションという発想があるわけだが、細かく事業者はと言ったときに、頑張っているという思いを潰さないような文言にしていだけたらよい。
- ・格差があることを前提としない「男女にかかわらず能力が生きる」などのポジティブな言葉で、格差がないことを守っていくようにしていくのはいかがか。

【委員】

- ・「施策、調査等に協力する」と書いてある意味は何か。まだこれから進めていくために調査に協力しろということか。

【委員】

- ・女性の管理職を登用数などのデータを、市で調査するときに協力してくださいということだ。

【委員】

- ・施策を推し進めるだけでなく、施策を進めたことと同時に調査にも協力してほしいということか。

【委員】

- ・そうである。結果を出してほしいということだと思う。事業者に関してもそういうことをお願いしたい。

【委員】

- ・他区には調査という言葉が出てこないが、条文にいれると、まだ初歩的な状態だということをお願いしたいことになるのか。

【委員】

- ・逆に言うと、武蔵野市のアピールに使う可能性もある。あるいは、この条例ができた当初と10年後の比較などの効果測定的な意味に使われる可能性もある。

【副委員長】

- ・労基署の調査ではなく、人数や労働時間などの統計的な調査のことである。条文にあるから何か恐ろしい調査がなされるとかいうことではなく、最近では政策などをつくる際、そういったエビデンスベースの流れているため、国勢調査もそうだが、そういう調査に協力してくださいという形で入っている。

【委員】

- ・極端に言うと、それだけの時間を費やすよりも、実際にこっちの政策を進めていけといったほうが強いインパクトがあるのではないか。

【委員】

- ・責務の語尾について、「努めなければなりません」や「協力しなければなりません」だと読んだときに中身が伝わりにくい。私たちは保護者にいろいろな文書を出すときにただ伝えるだけではだめで、読んだことで保護者が動けるような中身を伝えていかないと、ただ伝えたからというわけにはいかない。
- ・条例に協力して共に取り組んでいきたいという気持ちが起こるような理念にしておかないと、何か責められているような気持ちになる。もっと前向きになるような、動けるような理念にしたい。

【副委員長】

- ・条文の言い回しについては、全体的にポジティブな方向で検討していきたい。
- ・禁止事項は次回委員会に持ち越すが、メディアリテラシーなどの有無について検討する必要がある。

ある。また定義に関しては、最初にいろいろなことを定義することは条文を美しく厳密性を持たせるために大事であり、ある程度全体を見てから定義に入ってきたのはよいことだと思う。

■議題（3）その他

○起草委員の選出について（確認）

【事務局】

・起草委員を4名、正副委員長、市民代表の向井委員、教育分野代表の小山田委員にお願いしたい。

—質疑なく了承。

○委員会の日程確認

・第5、6回委員会の日程調整に関して、本日配布した日程調整表を次回お持ちいただくか、メールでご提出いただきたい。次回委員会で日程を決定したい。

・第4回委員会は、2月18日(木)19時～21時、武蔵野プレイス スペースC。

— 了 —